

第五章 金融機関の整備と丸家銀行の設立

一 細流会社の設立

明治六年に作られた「丸屋商社規則」第六条には、保続積金を細流会社に預け置くことと規定してある。細流会社とは、丸屋社中の管族及び奉公人の無用の費えを省き、非常の場合の備えとするために、明治四年十二月に、早矢仕有的が、美濃屋宗太郎と相談して、積立貯金を経営するために設立したものである。その事務所は、横浜堺町の丸屋書店・薬店の裏側の美濃屋の土蔵に接したところに設けられた。細流会社という名称の由来は詳らかでないが、恐らく細流が合して大河となるように、零細な資金を蓄積して、重要な用途に供給しようという意味を含めたものである。

細流会社積金社中の規則書には、設立の趣旨を述べて、次のようにある。

凡何^{オモツ}ノ職業ニ拘ラス、人ノ世態ニハ多少ノ危ヲ帯ヒザルハナシ。サスレバ貧富貴賤ヲ撰マズ必ズ非常ノ備ナカル可^{ベカ}ラズ。今同志数輩トハカリ、積金社中ヲ結び、細流会社ト号^{ナヅ}ケ、各人自己ノ権ヲ以テ支配スル事ナク、道理ヲ以テ拠^ツトシ、規則ヲ以テ主トシ、会局ヲ立テ質店ヲ開キ、社中人撰シテ局長並支配人ヲ置キ、請合社中ノ元金、並ニ積金社中ノ積金ヲ以テ、質元金ニ用ヒ得ル所ノ利益ヲ以テ諸雑用ヲ引去リ、其余ヲ年々積ミ貯ヘ、

第十一ヶ年毎ニ後ニ誌セル甲乙丙ノ法ニ随テ積金社中へ渡シ、其余益ヲ以テ、局長支配人等ノ給分並ニ請合社中ノ請合料ヲ払ヒ、其余ヲ本局非常ノ備金ニ積ミヲキ、若非常ノ災害ニ逢フトモ、積金社中ハ勿論請合社中ニモ損失ヲ闕ザルヲ期ス。東京ノアル商家ノ隱居某、近隣ノ小民ノ為ニ積金講ヲ結ビテ遠慮講ト号ク。今我輩ノ此舉モ又大略其意ニ倣ヘリ。又其始ニ記セル文ノ大意ヲ茲ニ誌シテ、社中奉公人並ニ婦女子等ヲシテ、必須ノ費用ヲ減ジテ蓄財ヲ求ムベキニハアラス、只無益ノ飲食無要ノ虚飾或ハ怠慢ニ時間ヲ費シ遊興ニ財室ヲ棄ツル如キ、其身ヲ毒スル所ノ費用ヲ軋ジテ災害ヲ防グノ資トナスベキヲ論スノミ

この文中に見える商家の隱居某の設立した遠慮講というのは、江戸堀留町の西浦屋吉兵衛が中心となつて、三善社々員によつて結成されたものである。そして美濃屋宗太郎の堺町の店は、もとの西浦屋吉兵衛の出店であつた。この西浦屋吉兵衛並に同五郎兵衛が、積金社中に名を列しているのは面白い。尤も丸屋社中以外の者でも、細流会社に加入することは自由であつた。

細流会社の設立趣意書の後に、遠慮講序文が引用してある。興味があるから、左に掲げることとする。

古語に曰く、遠き慮りなき時は、近き憂ありと、又曰く約を以て是を失するもの鮮しと、宜なる哉、遠き慮は儉約を守る〔に〕如くはなし、小人究すれば乱をなし、金庫満ちて礼節の行はるゝ事人情の常也、されば我身の分限を知り奢を除き儉約を守れば、暮らし方に困らず、暮し方に困らされば自ら貪る心少くなりて世を害せず、世を害せざるは人間第一の心得なり、又仁義に志さすも余財無ければ及び難き事あり。故に儉約は仁義を行ふの源にして、家内和合子孫長久の基也。予今同志の輩と議し、無益の費用を省き、余れる所の小財を積み

て大となし以て非常を補ひ、親あるものは孝養の手当とし、男子ある者は教育の資となし、女子あるものは縁付の用意とし、奉公人・厄介（ヤカキ他人の家に寄留する者）は、之を以て世態〔帯〕を持つ時の元手とし、万事差支へなき人は陰徳を施し、知音懇意の難儀を救ひ、又幼院・病院・学校などに寄附する等、総て無益の費を省きて、有益の資に備^{たづな}ん事を心がけなば、人間の本分をつくすには至らすとも、知らず識らず我身の幸福をまねく端とも成りなかと、聊か講を結びて遠慮講と号^{なづ}く。此講に連なるもの、家内婦女子に至るまで、此意を忘却する事勿れと愚なる筆を染て序とす

論^レ分而無^レ求^レ事、不^レ費^レ財而積^ニ儉德^一者、自得^レ福焉

一日に一時つつの朝起は月に五日の長生と知れ

千万のこかねも元は一銭の　ちりぞ積りて　山と成ぬる

積金の方法は、甲・乙・丙の三種ある。三種とも十一カ年満期であるが、甲は毎月一兩ずつ積み立て、乙は最初の月に三〇兩を出金し、二カ月目からは毎月一兩ずつを積み立て、丙は最初に一〇三兩出金し、十一カ年据置くものであった。この掛金に対する利息は、年一割五分であったが、その積算法は甲・乙・丙によって、それぞれ異なっている。甲は初年には利息を付せず、二年度の終りに、初年度の積金一二兩の元利合計と、二年度の積金一二兩を加えたものを、元金として三年度に送るものである。乙は初年度は最初の月の三〇兩にのみ利息を付し、その後
の積金には利息を付しないで二年度に送り、二年度には、その元利合計及び二年度の積金を合計したものを元金として三年度に送るものである。丙は一〇三兩の内から三兩を差引き、一〇〇兩に対して初年度から複利計算を行な

うものである。従がって甲法によれば初年度一二兩が十一年度には二九二兩となり、乙法によれば初年度四五兩二分が、十一年度には四二七兩となり、丙法では初年度一一五兩が、十一年度には四六五兩となるわけである。そして社中の積立金を保障するために、請合社中を設け、一定の元金（金額不明）即ち保続金を積み立てさせることとし、十一年間は、自由に脱退することを認めなかった。この請合社中の人数は十人で元金は三〇〇〇兩であった。そして細流会社は積立金を利殖するために質屋を営み、殊に資金の回転の有利で迅速な親質業を専らとした。

細流会社の規則は、明治七年一月に改正された。その主な点は、金高の数え方が、それまで兩・文であったのを兩・錢としたこと、年利率を一割五分から一割二分に引き下げたこと、積金手数料を省いたこと、新加入の積金増加に応じて、請合金金を増加することとし、その一口を一〇〇圓と定めたこと、満期決算の上、積金及び請合金の元利を控除した残額は、その十分の四を本局の備金（予備費）に、十分の四を請合社中に、十分の二を積金社中にそれぞれ分配することを規定したこと等である。この規則書の末尾には、請合社中として、美濃屋宗太郎、西浦屋吉兵衛、同五郎兵衛、福沢諭吉、山梨直亮、豊田亀吉、加藤太郎吉、梁雅路、丸屋善八の九人の名が見え、局長は美濃屋宗太郎、局長助（副局長）が早矢仕有的、支配人が高瀬伊兵衛、書記方が小泉周助であった。この積金利息（息）の改正を社中に通知した印刷物が現存している。それは左のような文面である。

質物利息當時世間之振合ニ従ヒ当戌之一月ヨリ利下致候ニ付積金利息是迄年一割五分之割合ニ而御預リ申候処
当戌之一月以後御入社之御方ハ年一割二分之利息ニ而御預リ申候間規則書入御覽候但シ申酉年御入社之分ハ
当戌年中迄ハ是迄之通り年一割五分之割合ヲ以テ積立置來亥年ヨリ年一割二分之利息ニ而積立候間自然退社之

貸物利及當時世間之利率ニ從ハ當戌之一
 月ヨリ丁銀額ニ自積金利及是迄年一割
 五厘之割合ニ御座候。申候處當戌之一月
 以後御入替ノ趣方ハ年一割ニ之利足
 而御入替ノ申渡前御座候御入替ノ御入替
 額申渡入替ノ趣方ハ當戌年申渡ノ是迄之通
 年一割五厘之割合を以テ積立置キ其年
 末ノ年一割ニ之利及而積立候間自然
 是迄之御入替ノ當戌年申渡ノ御入替ノ
 下度候御入替ノ無之今、果實等より右一割
 二今之利足ニ而積立可申候此段御入替
 可被下候

明治七年戊午一月

横濱堺町二丁目

早矢仕五郎様

細流社

通知改正金利

御方ハ当戌年十月迄ニ御沙汰被成下度候御沙汰無之分ハ来
 亥年ヨリ右一割二分之利足ニ而積立可申候此段御承知置可
 被下候

明治七年戊午一月

横濱堺町二丁目 細流社

早矢仕五郎様

この規則は明治十二年一月になって、さらに改正された。そ
 の主な点は、満期期限を十一カ年から六カ年に短縮し、同時に
 年利率を一割に引き下げ、積金の方法として、甲・乙・丙のほ
 かに、更に丁法を設けたことなどである。丁法というのは、初
 月に一〇一円を拠出し、第二月からは、毎月一円ずつを出し、
 初月の一〇〇円には、その利子を加え、残りの一円及び第二月
 以後の一円は、甲法によって利を加えることとしたものである。

二 交銀私局の設立

丸屋商社では、細流会社の積金が次第に増加して来たために、

明治八年一月一日に、新たに貯蓄銀行に類似した金融機関を設立し、これを交銀私局と名づけた。その内容は同日付で制定された「交銀私局之記」十二カ条に詳しく記されている。これによると私局の設立の主な目的は、丸屋商社の保続積金、火災請合金、海陸難事請合金、死後請合金など、いわば各種の保険金の保管・運営にあった。しかし一般に預金及び貸付、第三者の依頼による家賃の取立、火災請合金・海陸難事請合金の集金及び支払、預り品並に諸職人製造品の売捌、諸職人の用品の仕入並に売渡し等も引き受け、その取り扱いの金高に応じて、一定の手数を徴収した。

預金は定期預金と当座預金と兩種あった。定期預金は六カ月を単位として、一円から一〇〇円までを預り、利子は月一分であった。また当座預金は、一〇〇円以下を取り扱い、利子は一円につき一日に二毛半であった。これに対して貸付金の利息は一日四厘であって、一〇円以上の貸付の場合には、抵当を必要とした。そしてその抵当物件としての家屋や商品が、火災や物価の変動によって損失を生ずることを防ぐために、火災請合金及び見込代価請合金を立て、利息四厘の中から、火災請合金として五毛、代価請合金として五毛を支払ったから、交銀私局の手取の利息は、一日三厘であった。また遊金が生じた場合には相当の抵当を取って、遊金請合主に貸付けた。この利息は、一日二毛半であった。

なお交銀私局では、丸善商社の社中だけに通用する社用切手を発行した。丸屋の社中の者で、交銀私局に預金のある者は、その預金と同一金額の社用切手を受け取り、丸屋の各店で、代価の支払をすることができた。この社用切手は、五〇銭が単位であって、一区五銭ずつ十区になっていた。そして現金が必要な時は、切手を交銀私局に持

って行けば、発行の翌日から一円について二毛半の利息を付けて、現金を受け取ることができた。また丸屋でも、売品の代価として受け取った切手を、交銀私局へ持って行けば、やはり二毛半の利息を付けて支払われたから、両者に取って、すこぶる便宜であった。

更に交銀私局では、営業上不時の損耗を蒙った場合に、これを補償するために、請合社中を設けて、請合元金を醸出させた。請合元金は、一〇〇円を一株とし、その総高は預金の三分の一以上とした。この請合元金には、月分の利息を付け、且純益の半分を配当した。(残りの半分は保続積金として、交銀私局に積み立てられた)そして請合元金一〇株以上の所有者の中から社長を、五株以上の所有者の中から、取扱人、監察方、簿記方、出納方等の職員を選任した。「交銀私局之記」の最後には、請合社中として、丸屋善八、早矢仕有的、中村道太、中村清行、取扱人、中村禄郎の名が見えている。中村清行は中村道太と同じく、三河豊橋藩の出身であって、前には藩の財政整理に力を尽し、後に大蔵省に入った。彼が交銀私局の請合社中に加わったのは、恐らく道太の勧誘によったものであろう。中村禄郎は、遠江敷知郡の出身で、明治七年に丸屋商社に入社したものである。

明治九年に、交銀私局の規約は、若干修正された。その主な点は、定期預金の最高額を一〇〇〇円に引き上げ、その利率は一円について一日二毛二絲即ち年八朱、当座預金は一〇〇円以上をも扱うこととし、その利率は預金一〇〇円以下は一円について一日二毛七絲四忽すなわち年一割、一〇〇円以上は二毛二絲即ち年八朱とし、全体として利率を前年より引上げた。また公債証書保護社中約束書十二ヶ条を制定して、これを規約に追加した。これは丸屋社中で公債証書を所有する人たちによって結成された組合であって、政府から支払われる公債の利子以外に、証

書の運用によって得た利益を、公債の所有者に支払う仕組であった。この利益は、毎年額面一〇〇円について、秩禄証書は二円、新公債証書は一円二五銭、旧公債は五〇銭の割合で、委託者に分配し、これを定約利益といった。なお余分の利益がある場合は、満期（明治十一年十二月三十一日）の際に、これを支払うこととした。なおこの公債保護社中は、細流会社と同じく、本来丸屋社中の人々の便宜のために設けられたものであるが、社中以外の者であつても、社中同人の紹介があれば、これに加入することができたのである。

三 丸 家 銀 行

これより先明治三年に、伊藤博文は、明治政府の財政政策に関する諸問題を調査するために、アメリカに渡航したが、そこから金本位制を採用すべきことと共に、分散的発券制度を取る、アメリカのナショナル・バンクを模範とした国立銀行を設立すべきことを建白した。これに対して吉田清成は、中央発券制度を取るイングランド銀行を模範とすべきことを主張した。両者の対立はかなり深刻であったが、井上馨は伊藤案を支持し、その結果明治五年には、国立銀行条例が制定され、翌年には金札引換公債条例が制定された。この条例によって最初に第一・第二・第四・第五の四つの国立銀行が設立された。その目的は明治初年以來濫発された不換紙幣を一掃して、兌換制度を確立することにあつた。しかしあたかも明治四年には廃藩置県が実施され、その跡始末のために、巨額の秩禄公債が発行されることとなつたために、明治九年には、国立銀行条例は改正されて、銀行の資本金の八割まで公債証書で供託して、同額の銀行紙幣を発行することができるようになつた。そのために明治十二年末までに設立された国

立銀行は、百五十三行の多きに達している。同時に銀行の名義を国立銀行以外でも用いることを認めたために、普通銀行の設立も、また盛んに行われるようになった。明治九年に三井銀行が設立されたのをはじめとして、十二年には、共立銀行、安田銀行が設立され、十三年には、谷村銀行、川崎銀行、逸見銀行、川上銀行、東京貯蔵銀行などが設立されている。時勢を察することに明敏であった早矢仕有的は、これらと並んで、丸家銀行を創立することとなった。そのはじめは、国立銀行に倣って、有限責任の組織とする考えであったが、政府が銀行条例の準備中という理由で、これを認めなかったために、無限責任の組織になった。その創立は明治十二年十月であって、所在地は日本橋区檜物町十番地であった。

本来有的は、交銀私局を、丸家銀行に吸収する計画であつたらしい。丸家銀行規約草案の第一条には

今般丸屋交銀私局ヲ廃シ丸家銀行ト改称シ、營業ハ貸付金、預り金、為換、荷為換〔諸手形ヲ割引シ〕保護預リ及ヒ諸公債証書外国貨幣地金銀ノ売買等ヲ以テ主務トスヘシ

とありまた第五条には

資本金五万円ハ、丸家一家ヨリ二万円社中一同ヨリ三万円ヲ募集スヘシ

とある。しかし交銀私局を丸家銀行に合併することについては、交銀私局の大塚嘉蔵が反対したために、ついに実現せず、明治十二年九月に定められた丸家銀行規約には、草案中の右の二カ条が削除されている。この規約は全文二十八条から成り、その主な条項は左の通りである。

第一条 当銀行ノ名号ハ丸家銀行ト称スヘシ

第二条 当銀行ノ營業ハ貸附金、預リ金、保護預リ、為換、荷為換及諸公債証書、外国貨幣、地金銀売買等ヲ以テ業務トスヘシ

第三条 当銀行ノ株主ハ無限責任ト定ム 但当銀行株主一同ノ望ム所ハ有限責任ナルニ由リ、若シ後日政府ニ於テ合本銀行条例ヲ発行セラレ、有限無限ノ兩責任トモ許可セラル、ニ於テハ当銀行ハ更ニ有限責任ノ免許ヲ請フヘシ

第四条 当銀行ノ本店ハ東京日本橋区檜物町十番地ニ置キ尚營業ノ都合ニ因リ他ノ各地ニ支店ヲ設置シ、又他ノ銀行会社ト「コルレスボンデンス」ヲ締約シ、又ハ代理店ヲ設クルコトアルヘシ

第五条 当銀行ノ資本金高ハ七万円ト定メ百円ヲ以テ一株トシ七百株ニ分割スヘシ

第八条 当銀行營業年限ハ開業ノ日ヨリ滿二十ヶ年ヲ以テ一期トシ、満期ニ至ル毎ニ更メテ許可ヲ乞ヒ永久継続スルヲ目的トス

第九条 当銀行ノ役員ハ、各株主中ヨリ左ノ如ク撰挙スヘシ

頭取 壹人

監事 壹人

支配人 壹人

第十一条 頭取、監事、支配人ノ撰挙法ハ、毎年第一月ノ總會ニ於テ投票ヲナシ、其多数ナルモノヲ以テ當撰者トス

第十二条 支配人以上ニ撰挙スヘキモノハ十株以上ヲ所持スルモノニ限ルヘシ

第十四条 役員ノ月給ハ左ノ如シ

頭取 貳拾五円

監事 貳拾円

支配人 貳拾円

第十五条 当銀行ノ株主ハ各々所持セル株数十箇迄ハ一株毎ニ一箇ツツノ発言投票ヲ為スヲ得ヘシ、又十一株以上百株迄ハ五株毎ニ一箇ツツヲ増加シ、百一株以上八十株毎ニ一箇ツツヲ増加スヘシ

第十九条 当銀行ノ總勘定ハ、毎年兩度（六月十二月）其精算ヲナシ、全体ノ利益金ヨリ一切ノ諸經費ヲ引去リ、其純益金ヲ現ハシタル上、株主一同ノ總會ニ於テ其協議ヲ遂ケ、該期繰越利益ノ額ヲ定メ、之ヲ後期ノ利益中ニ算入スヘシ、右ノ如ク繰越高若干ヲ引去リ、其残高ヲ配当スル割合ハ左ノ如シ

純益高百分ノ十 積立金

是ハ總株金高ノ二割五分ニ到ル度トシ之ヲ積立テ諸公債証書等ニ換ヘ、其殖益ヲ謀リ、本社保続ノ準備ニ充ツヘシ

純益高百分ノ五 別段積金

是ハ總株金高ノ二割ニ到ル度トシ、之ヲ積立テ非常ノ災害又ハ貸附金滞リ等ノ損失ニ備フヘシ
純益高百分ノ五 地所家屋積金

是ハ現今所有ノ地所家屋ノ元金高ニ至ルヲ度トシ、之ヲ積立ツヘシ

純益高百分ノ五 諸役員賞与配当

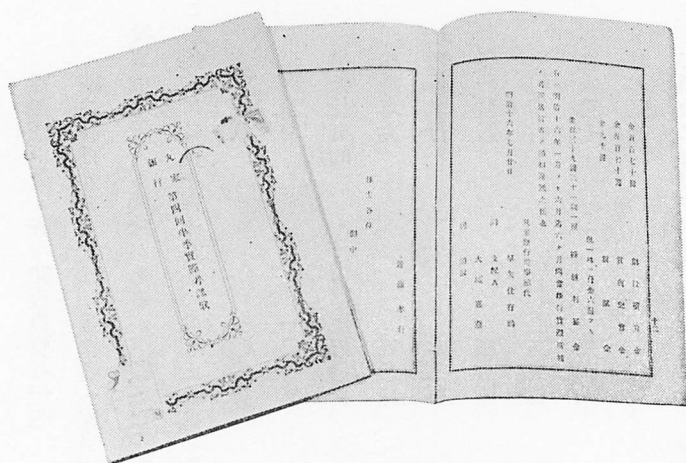
純益高百分ノ七十五 総株高ヘ配当

投票権の規定も興味があるが、頭取以下役員の給与が、当時としても意外に低額であることも注意される。なおこの規約には株主四十八名の姓名と持株の数が列記してある。その中で主なもの挙げると、左の通りである。

丸家善八	一〇〇株	中村道太	二〇株
福沢諭吉	一〇〇株	伊藤詮一郎	二〇株
早矢仕有的	五〇株	穂積寅九郎	二〇株
松平卓丸	五〇株	小幡篤次郎	一〇株
近藤孝行	四〇株	朝吹英二	一〇株
奥平昌邁	三七株	阿部泰造〔蔵〕	一〇株
中村清行	三五株	箕作秋坪	六株
丸家善七	三〇株	馬越恭平	五株
杉本正徳	三〇株		

そして頭取には奥平昌邁、支配人には伊藤詮一郎、監事には近藤孝行が選任された。

一見して慶応系の実業家が多く参加しているのは、福沢と早矢仕の縁故によるものであろう。奥平昌邁は、旧中津



丸家銀行考課状

藩主で、近藤孝行は、旧山形藩主水野忠弘の家扶である。そしてこの所有株には、新に出資したものは少なく、それまで丸善商社または交銀私局の預り金に対して発行された預り証書を、そのまま株券に引き換えたものが多かった。このために、後に株主の責任について、困難な問題が発生するのである。

翌十三年六月には、増資の結果、資本金は当初の倍額以上の一五万円となり、株主は一二八名に増加した。新加入の株主には、山形地方の産業開発を目的として参加した、同地方の有力者が多かった。そのために間もなく山形に丸家銀行の支店が設置された。そして奥平昌邁は頭取を辞任して、近藤孝行がこれに代った。間もなく福沢諭吉は株主を辞し、水野忠弘の先代の水野忠精が大株主となり、山形財閥の色彩は、著しく濃厚となった。

丸家銀行の営業の状態については、現在第四回半季（明治十四年七月一日より十二月三十一日に至る）と、第七回半季（明治十六年一月一日より六月三十日に至る）の考課状が保存され

ていて、その大要を知ることができる。これによると明治十四年の後期には、金融が逼迫したために、金利が昂騰し、年利一割八分から二割の間を上下した。山形支店では為換、荷為換の取扱が多かった。しかし本店の定期預金は、預け人二六六名（利息平均年一割）当座預金は預け人一五八名（利息平均年七分）であるから、経営規模の小さかったことがわかる。その利益金は、本支店合計一万三千二百三十五円八十銭二厘であって、配当は一株について六円五十銭である。

明治十六年前期には、これに反して金融緩慢となり、物価も低落したが、六月一日以来、丸善為換店と業務を合併したために、決算の金額はかなり増加している。この期の本店の定期預金は預け人四二五人（利息平均年一割）であって、当座預金は預け人二八八人（利息平均年六分）である。その利益金は、本支店合計一万一千二百四十円三十一銭であって、配当は一株について六円であった。